

○「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務 処理要領</p> <p>第7 争訟</p> <p>1 公安委員会の裁定等についての審査請求</p> <p>(1) 裁定についての審査請求</p> <p>法第18条により読み替えられた地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項第1号により、給付金の支給裁定についての行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求は、国家公安委員会に対してなされることとなる。</p> <p>(2) 不作為についての審査請求</p> <p>裁定の申請があった事案について、相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為についての審査請求は、国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求のいずれもが認められることとなる(法第18条により読み替えられた地方自治法第255条の2第1項参照)。</p> <p>(3) 審査請求の取扱い</p> <p>ア 国家公安委員会に対する審査請求は、警察庁長官官房においてこれを受け付け、争点及び内容を分析・整理する。</p> <p>イ 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、速やかに警察庁長官官房に送付するものとする。</p> <p>ウ 不作為についての審査請求が公安委員会に対してなされたときは、給付金の申請手続に準じて取り扱うものとする。</p> <p>エ 審査請求事案の処理については、公安委員会が定めた行政不服審査に関する規程の定めるところにより行うものとする。</p> <p>オ 公安委員会に対して不作為についての審査請求があったときは、速やかに様式第3号「オウム真理教犯罪被害者等給付金審査請求事案報告書」により国家公安委員会(警察庁長官官房経由)に報告するものとする。また、事案の処理を終結したときも、同様とする。</p>	<p>オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務 処理要領</p> <p>第7 争訟</p> <p>1 公安委員会の裁定等に係る不服申立て</p> <p>(1) 裁定に係る不服申立て</p> <p>法第17条により読み替えられた地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1号により、給付金の支給裁定についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求は、国家公安委員会に対してなされることとなり、法に異議申立てをすることができる旨の規定がないことから、公安委員会に対する異議申立てをすることはできない。</p> <p>(2) 不作為に係る不服申立て</p> <p>裁定の申請があった事案について、相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為についての不服申立ては、国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する異議申立てのいずれもが認められることとなる(行政不服審査法第7条)。</p> <p>(3) 不服申立ての取扱い</p> <p>ア 国家公安委員会に対する審査請求は、警察庁長官官房においてこれを受け付け、争点及び内容を分析・整理する。</p> <p>イ 公安委員会に審査請求書が提出された場合は、速やかに警察庁長官官房に送付するものとする。</p> <p>ウ 公安委員会の不作為についての異議申立ては、給付金の支給裁定の申請手続に準じて取り扱うものとする。</p> <p>エ 不服申立て事案の処理については、公安委員会が定めた行政不服審査に関する規程の定めるところにより行うものとする。</p> <p>オ 公安委員会に対して異議申立てがあったときは、速やかに様式第3号「オウム真理教犯罪被害者等給付金不服申立事案報告書」により国家公安委員会(警察庁長官官房経由)に報告するものとする。また、事案の処理を終結したときも、同様とする。</p>

様式第3号

第 号 年 月 日	
国家公安委員会 殿	
公安委員会 印	
オウム真理教犯罪被害者等給付金審査請求事案 ※ 報告書	
みだしのことについて下記のとおり報告する。	
記	
1	審査請求年月日 受付番号
2	審査請求人 住所、職業、氏名及び年齢
3	審査請求の内容
4	審理結果
(1)	裁決の主文
(2)	審理の概要
(3)	裁決書交付年月日 番号

注： ※ には、「発生」又は「終結」の別を記入する。

- 20/20 -

様式第3号

第 号 年 月 日	
国家公安委員会 殿	
公安委員会 印	
オウム真理教犯罪被害者等給付金不服申立て事案 ※ 報告書	
みだしのことについて下記のとおり報告する。	
記	
1	不服申立て年月日 受付番号
2	不服申立人 住所、職業、氏名及び年齢
3	不服申立ての内容
4	審理結果
(1)	決定の主文
(2)	審理の概要
(3)	決定書交付年月日 番号

注： ※ には、「発生」又は「終結」の別を記入する。

- 20/20 -